

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社共同紙販ホールディングス	コード	9849
提出日	2026/6/12	異動(予定)日	2026/6/29
独立役員届出書の提出理由	該当状況等を最新の情報へ更新するため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	川島 英明	社外取締役	○														○		有	
2	大春 敦	社外取締役	○															△	訂正・変更	有
3	斉藤 賢司	社外取締役																○	訂正・変更	
4	女屋 健	社外取締役																○	訂正・変更	

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		川島氏は、弁護士として企業法務に精通しており、その高度な専門知識・経験等をもとに、主にコンプライアンスの視点から、当社の経営全般に対する適切な監督・助言をいただいております。引き続き、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、また同氏が代表を兼務する川島法律事務所と当社との間に取引関係がなく高い独立性を有していることから、独立役員に指定しております。
2	大春氏は、当社の法人主要株主である日本製紙(株)の出身者であり、同社は2026年3月末時点において当社株式126,462株(議決権比率18.7%)を保有しております。 同氏は、現在、同社を退任しており、一般株主との利益相反が生じる恐れはないものと判断しております。	大春氏は、紙業界において長年にわたり営業部門の要職を歴任されており、その豊富な知識と業務執行経験をもとに、当社の事業運営及び経営全般に対して監査・監督的視点から適切な助言・関与をいただいております。引き続き、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行いただけるものと判断しております。 同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員に指定しております。
3	斉藤氏と当社との間に特別な利害関係はありませんが、同氏が在籍する日本製紙(株)は当社の法人主要株主であり、同社は2026年3月末時点において当社株式126,462株(議決権比率18.7%)を保有しております。	
4	女屋氏と当社との間に特別な利害関係はありませんが、同氏が在籍する日本紙通商(株)は当社の法人主要株主であり、同社は2026年3月末時点において当社株式78,338株(議決権比率11.6%)を保有しております。	

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。